

公益財団法人 公益法人協会 第17回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成24年6月7日(木) 10時~12時
- 2 開催された場所 日本工業俱楽部5階第二会議室
- 3 出席者 理事総数 14名、定足数 8名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、
田中皓、土肥寿員、長瀧重信、早瀬昇、福原義春、堀田力、
松岡紀雄、宮川守久
(監事出席) 高宮洋一、中田ちづ子、平川純子
- 4 議事の経過の要領及びその結果
議案 第1号議案『平成23年度事業報告及び附属明細書の承認』の件(承認事項)
第2号議案『平成23年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認』の件(承認事項)
第3号議案『内部諸規程の改定』の件(決議事項)
第4号議案『役員賠償責任保険への加入』の件(承認事項)
報告事項 ①平成24年度新規事業の進捗状況
②行政府の動向及び認定・認可答申の状況
③内閣府委託相談会の実施状況
④会員向け『役員賠償責任保険』団体制度の加入状況
⑤第16回理事会以降の職務執行の状況
⑥役員等候補選出委員会の決議について
(1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
審議に先立ち、4月15日に逝去した山本正理事が我が国の民間国際交流とフィラソロピー分野に残した大きな業績を偲び、出席者全員で黙祷を捧げた。
議事録署名人は定款52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。
 - ① 第1号議案『平成23年度事業報告及び附属明細書の承認』の件(承認事項)
 - ② 第2号議案『平成23年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認』の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。

初めに理事長より第1号議案について、平成23年度事業計画にある4つの基本方針に基づき次のとおり事業報告が行われた。

＜基本方針1＞「円滑な移行支援、新規設立支援に向けて一層の活動を行う。特に、より柔軟かつ迅速な審査方針を求め内閣府との接触を密にする一方、可能な限り地方行政庁への働きかけも強化する」

平成24年4月1日は法務局が休業する日曜日に当たることから、23年4月、法人が負担する一日分の分から決算を回避することを目的とした「特例民法人の移行登記に関する特例扱いの要望」を法務省民事局長へ提出した。以降行った折衝が実り、一定要件の下に同日法務局が開庁するなど約5,000件の移行登記申請が受理されることとなり、多数の法人が4月1日移行を果たした（「報告事項」2参照）。大きな成果、法人への支援になったと考えている。

＜基本方針2＞「特定非営利活動法人法・税制見直しの動きを注視しつつ、公益法人法制・税制・会計の見直しを検討する」

本年4月に施行された改正NPO法人法は、認定要件の緩和、情報公開の推進など現公益法人法制より進んだ面がみられる。堀田理事を座長とする「非営利法人法研究会」ではこの3月、公益法人認定法の改正を主な内容とする「公益法人制度改革の再要望（案）」を取りまとめたが、これは24年度に要望活動を行うための基礎的研究である。

＜基本方針3＞「アドボカシーの手法についても、より効果的な方策を検討する」

23年度は4月から、公益法人等に対する個人寄附金の税額控除措置、公益法人等に対する震災関連寄附金のうち一定のものに係る寄附金控除の特例等を達成するため、民主党、自民党、公明党など各党及び議員を訪問し、税制改正法案の早期成立等を要望するなど活動を継続した。寄附金税制においては、大きな成果を挙げることができたが、当初企図したより多くの公益法人と協働して要望活動の場において行動するという点では、依然公益法人協会のみが前面に出るという結果になり、今後の課題として残された。

＜基本方針4＞「寄附文化の醸成に向けて、広報活動を強化する」

新たな寄附金制度の周知を図るため、説明会をたびたび開催するとともに、税制改正要望に係る緊急アンケートを11月に実施、税額控除制度に係る課題を明らかにした。

その他、個別事業において特筆すべき点は次のとおりである。

[普及啓蒙事業（公益目的事業Ⅰ）]

出版では『公益法人・一般法人の運営実務』『同会計実務』など3冊の新刊及び改訂版を発行した。また、Webでは非営利法人データベースシステム「NPODAS」の内容充実を図るとともに、新たに英語版、寄附機能を追加した。「NPODAS」に対してはネパール、フィリピンが関心を寄せている。11月30日、「ダイアナ・アヴィヴ氏ら内外の識者を招いてシンポジウム2011「自然災害と市民社会の役割—東日本大震災の経験から—」を開催した。国内連携では、「新しい公

共」推進会議へ理事長が出席した他、大震災発生直後に急きょ設置した「救援基金」は2,417万円余を集め、全額を10月まで4回に分けて被災地の43団体50件に配分した。海外連携では、説明責任の強化に関する日比情報交換会等(マニラ)に調査部員が、また、国際法制センターが主催するICNL国際フォーラム(ストックホルム)に理事長が招待されるなど、当協会の名称が認知されていくにつれて、海外団体から数多くの参加要請が到来するようになり、できるだけこれに応えている。

[支援・能力開発事業(公益目的事業Ⅱ)]

相談室の面接相談件数は前年比14%減少したが、それは移行が一段落して関心が他の事項とくに移行後の運営に移りつつあるためである。電話相談件数は、逆にかなり増加している。セミナー事業は、講師派遣が年間55件、研修会は会計分野の43回をはじめ、移行や移行後の運営に関するテーマで、年間を通して開催した。

[調査研究・提言事業(公益目的事業Ⅲ)]

調査研究と提言は一対のものであり、非営利法人法研究会において公益法人制度の問題点を議論するとともに、提言活動を行った。提言としては、特例民法人の移行登記に関する特例扱いの要望の他、公益法人に係る「震災関連寄附金」や24年度税制改正に関する要望、一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望書など、成果を挙げることができた。

[管理部門]

公益法人制度改革関連三法の成立を契機に、ここ数年増加する一方だった会員数が減少に転じ、23年度は50件のマイナスとなった。特に一般法人に移行した団体の退会が目立つので、今後は一般法人に対するアピール、引止め策の確立が急務である。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文ですべて説明をしているので作成しない旨の報告があった。

次に、議長の求めに応じて、金沢専務理事より次のとおり第2号議案の説明があった。

平成23年度の経常増減額はマイナス488万円である。収益面では前年度比で会費が500万、出版200万、セミナー600万がそれぞれ減少したこと、また、費用面では同じく人件費580万、会場費350万、旅費交通費200万がそれぞれ増加したことがその要因である。個別にみると、相談室事業の収益は大半が一時的な内閣府委託の移行相談会によるものであり、もともと人件費の比率が高い。セミナーはこれまでの大規模セミナーから、より小規模な開催へのモデルチェンジを図っているが收支上は功を奏していない。現金預金も減少しており、この状態には危機感を抱いている。経費の節減とともに、新しい収益源の確立が重要課題である。

また、行政庁への定期提出はこの決算をもとに行うが、全体のバランスを考え、会費収益の配賦を従来の公益事業6:法人会計4から、7:3に変えることが説明された。

続いて、高宮監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行

に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号議案及び第2号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(福原理事) シンポジウムの報告書を読んだ。素晴らしい事業であるが、費用とエネルギーが相当かかったものと想像する。この法人の主たる方向は中間支援組織であるから、今後は他の組織と協同したり、助成金を受けてはどうか。あるいは、寄附で財政の体力を強化することも一考である。一般への移行を機に退会する会員が多いということだが、一般法人でも公益活動ができるはずで、それを推し進めるような方策を打ち出せば、引止め策にもなるはずだ。

(太田理事長) 一般法人だから公益法人だからということではなく、ご指摘のように活動の中身が重要である。国としても、一般法人が公益活動をするのは喜ばしいことだと思う。

(福原理事) 「新しい公共」は意味がよく分からない。会議席上ではいろいろ意見を言ったが結局、取り上げられなかつた。結果として、かなりの予算をつけて地方に回したが使い切れていないのが現状のようだ。何が地方に必要で、何が使われているのかが全く見えない。ある段階で調査することも、一種のアドボカシーだと思う。

(太田理事長) 私は3期目(野田首相)から参加したが、2期目(菅首相)はどうだったか。

(早瀬理事) 私は2期目からだが、1期目のときは鳩山さんが毎回ほとんど参加していたが、菅さんの時はほんの10分、20分しか出席していないか欠席という状況。だんだんトーンダウンしてきていることは否めない。また、新しい公共支援事業の半分は基盤整備に使わねばならないが、こちらの需要が少なく、逆に新しい公共の場づくりモデル事業の方は獲得競争が激しいという現状である。

(福原理事) あのコンセプトでは詰めようがなかった。社会的事業のような新しいタイプの事業者が参加する場面が強調され何となく違和感があった。会議のために費やした時間、費用はどこへ行ったのだろうか、と思う。

(太田理事長) 「新しい公共」による事業には87億の予算が付いたが、日本サードセクター経営者協会などのように、社会企業創造事業を内閣府から受託し、2年間で約200名起業させた実績もある。

(堀田理事) 会員が減ってくるのは大きな流れとして覚悟しなくてはならないことであり、ある程度長期的な目で運営をされてはいかがか。素晴らしい業績を挙げておられることには敬意を表する。また、公益法人協会という法人名称は変えられないが、名刺などに公益活動を推進していることについて形容詞やロゴマークを付けてはどうか。

(太田理事長) その点については、「民間公益活動推進センター」というキャッチネームを付け、名刺、封筒等すでに対応しているところである。

(堀田理事) ヒトについては、たとえば行政庁から1名出向をお願いし、費用がかかる形で教育することはどうか。他の大型公益法人や企業からもありえるのでは。人材を獲得できればそことの連携もでき、アドボカシーも広げていくことができる。また、公益信託がらみで信託関係から人材を確保することは可能か。入会も含めて、ヒト・カネ・ネットワークを広げることが必要である。

(太田理事長) 信託銀行には、当協会設立初期から会員になっていただいているところで行政からの出向といえば、日本NPOセンターは、以前から地方自治体より順繕りに職員が派遣されていたが。給料の負担などはどうなっているのか。

(松岡理事) 私が関係している神奈川県では、以前から交代でさわやか福祉財団に出向者を派遣し、そうした職員が県の各部署に戻ってから、NPOセクターや協働に関する、力強い理解者、支援者となっている。

(早瀬理事) インターン実習という形式なので、費用は派遣元の自治体持ちであるが、数年前から派遣してくれていない。

(金沢専務理事) 日本ファンドレイジング協会は、正規採用でないボランティアが事務局に常時数名いる。当協会について言えば、職員の複数業務兼務等により残業が多いこともあり、健康管理、人件費の観点から業務の見直しをしているところだ。今のお話はどちらかの参考になると思う。

(田中理事) 以前、制度改革の前に実施した公益法人協会の将来像を検討した「基本問題研究会」では、移行後の法人名称が大きな問題になった。最終的にはそれまでの名称を継続しようということになったが、その過程では片仮名を入れるべきとか、魅力的な、印象的な名称は何かとかずいぶん議論があった。現在は「民間公益活動推進センター」というサブネームを付記しているが、堀田理事のご発言にあったように、「……を推進する公益法人協会」「……を支援する公益法人協会」など枕詞的な、あるいは形容詞的なフレーズを付ける方がより分かりやすい、親しみやすい名称になるのではないか。また、基本方針4に掲げられている「寄附文化の醸成」という点から言えば、公益認定を受けた法人はすべて特増法人になるが、仮に全体の半数が新公益法人に移行すれば、特増法人が900法人から1万2000法人に急増することになる。特増資格を付与された公益法人は、その社会的責任を果たす観点から寄附文化の醸成にどういう活動をすればよいか考える必要があるのでは。例えば企業財団であっても、これからは一般の方から寄附を募集するために視点に変える、発想の転換が必要ではないか。その観点から公法協のリーダーシップに期待したい。

(岸本理事) いろいろ公法協は課題が山積しているが、中長期的にそれらの課題をじっくり検討し、計画することも必要なのではないか。

(太田理事長) 規模の大きなシンポジウムは共催で、とか助成をいただいてはとのご提案はそのとおりだと思うし、一般法人へ移行した会員の減少に対してどういった工夫をしていくのか、アピールするための魅力的な名前は何かというこ

と、それぞれ考えなければならないことである。ご指摘は誠にありがたい。人件費削減の一方策として、他の組織からの出向受入れという形で可能なのかについても考えてみたい。また「寄附文化の醸成」に関しては、これまであまり関心がなかった個人寄附についても拡大策を検討し、寄附税制優遇が宝の持ち腐れにならないようにしたい。また、今後の在り方を考えるため今年度は中期計画を策定する予定である。

以上の議論の結果、第1号議案及び第2号議案は、原案どおり出席理事全員一致で承認された。

③ 第3号議案『内部諸規程の改定』の件(決議事項)

金沢専務理事より、(イ)「年次有給休暇積立制度」の導入のため「就業規則」及び「有期契約職員就業規則」を改定する案、並びに(ロ)超過勤務・休日手当を法定どおりの算定に変更するため「給与規程」を改定する案につき、説明があった。

説明によると、(イ)は、現行の年次有給休暇は、1年間に限り就業規則の規定による上限までの残日数を翌年度に繰り越すことができるが、それを超過した残日数は取消となる。今回導入する制度は、前記の取消しとなる残日数を、毎年2日を限度に最大20日まで、別枠の有給休暇として積立てを可能とするものであり、本人の傷病による療養や家族(実父母・配偶者又は子)の傷病の看護に限って使用することができる。実施は、遅延して平成24年4月1日となる。

また、(ロ)は、これまで法定の料率を上回っていた法定労働時間内の時間外勤務及び法定外休日勤務の手当につき、いずれも法定の料率に変更するものである。もともと職員の時間外勤務が少なかった時代に設置された規定であるが、現在は時間外勤務も増加している事情があり、今回の提案となった。これは、職員にとり不利益変更となるため、職員総会又は個別に説明した上、了承を取り付けたことが示された。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

④ 第4号議案『役員賠償責任保険への加入』の件(承認事項)

金沢専務理事より、言いがかり訴訟など不測の事態により当協会理事、監事及び評議員が費用を負担するリスクに備え、個別契約として役員賠償責任保険へ加入了ことが説明され、承認された。

(3) 報告事項

① 平成24年度新規事業の進捗状況

理事長より、今年度事業計画で決定した「40周年記念シンポジウム」「同記念誌」「大震災関連事業」「市民のための非営利法人設立ハンドブック」「認定法等改正要望」「行政庁による公益法人情報公開のありかた要望」「中期計画策定」など13の新規事業の進捗状況につき説明があった。

説明によると「公益法人協同災害支援プラットフォーム」は今後、大震災発生時に即時立ち上げ可能な公益法人支援協定を目指し、参加法人を選定中である。この事業は公益社団法人Civic Forceから全面協力の内意を得ている。また、上期に発

行予定の『市民のための非営利法人設立ハンドブック』は、一般法人・公益法人と特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人の両方を比較解説するもので類書はないと思う。「行政庁による公益法人情報公開のありかた要望」は、本年4月の改正NPO法人法施行により、新公益法人と認定NPO法人の情報開示に逆転現象が起きているので、現状比較の上、6月中に要望書を作成する予定である。「中期計画策定計画」は6月中に3カ年計画大綱を決定、下期より年末を目途に全員参加で策定作業に入る。以上であった。

② 行政庁の動向及び認定・認可答申の状況

鈴木専務理事より、移行認定・認可の申請及び答申の状況について、資料をもとに報告があった。報告によると、移行認定又は認可の処分(答申)を受けた法人は本年3月末時点で全体の3割強にとどまり、申請済みの法人も4割であることから、24年度は移行申請の集中が想定される。また、本年4月1日に移行登記した法人は内閣府調べで5,435件、全体の22%超に上るが、このことは、移行登記日に関する要望が実を結んだ結果だと思っている。以上であった。

③ 内閣府委託相談会の実施状況

鈴木専務理事より、22年度、23年度に続いて内閣府委託相談会業務を落札したこと及び24年度の開催状況について報告があった。報告によると、24年度は5月13日、31日に開催、6月も13日、25日に開催する予定である。いずれも東京開催で、地方開催は7月からになる。年間で22回開催するが、1回当たりの利用法人は従来より減少すると思われる。以上であった。

④ 会員向け『役員賠償責任保険団体制度』の加入状況

金沢専務理事より、3月の理事会で実施することが承認された会員向け「役員賠償責任保険団体制度」について報告があった。報告によると、4月から募集を開始したが、一次募集による加入が5件、二次募集は16件の加入申し込みがあった。三次募集(7月1日加入)以降についても、10法人ほどがすでに確定している。特に公益財団法人からの申し込みが目立っている。以上であった。

⑤ 第16回理事会以降の職務執行の状況

本年3月8日に開催した第16回理事会以降の職務執行の状況につき、理事長より資料に基づき説明があった。

⑥ 役員等候補選出委員会の決議について

理事長より、24年度の「役員等候補選出委員会」を5月14日に開催したことが報告された。報告によると、当協会は理事・監事・評議員の選解任を評議員会で行うが、その前段階として、同委員会が候補者名簿を作り、評議員会にかけるという手続を定款で定めている。山本正理事がこの4月15日にご逝去されたので、1名理事候補者の選出を検討するかどうかについて審議したが、同氏の代わりとなる人材は見当たらないこと、また来年度は理事の全員改選を迎えるのでその時でよいと委員の意見が一致し、今回は補充見送りになった。ちなみに、理事の他は監事が3名のうち高宮監事、評議員は29名のうち21名が改選期を迎える。また、委員からは、候

補者選出に当たってはジェンダー、地域性を一層考慮すること、評議員の任期は約4年と長いので二期8年が限度ではないか等の多数意見があったことが報告された。以上であった。

報告事項①～⑥に関して、次の質疑応答等があった。

(福原理事) 内閣府も公益認定等委員会も、大きな見直しの時期に来ているようと思う。ほとんど理解不可能な法律、会計基準のややこしさ等、そういうことでよいのか、基本的なところに立ち返り、ぜひアドボカシーによる改善を進めて欲しい。

(太田理事長) 移行審査について一時改善が見えた行政庁に、振り戻しが起こったような印象がある。特に会計関連では不適切な指導事例も聞いており、池田委員長にも本年2月に改善を要望した。

(福原理事) 主務官庁の意見を求められるなど、旧所管庁が、依然として実質的な権限を持っているのはおかしい。

(早瀬理事) 改正法施行後の認定NPO法人について。PSTのクリアは容易だが、その他の手続は意外に面倒。組合等登記令では資産総額の登記が年度開始2ヵ月以内に必要だが、NPO法では総会を年度開始3ヵ月以内に開けば良いとしていて、1ヵ月のギャップがあり、総会まで資産変更登記をしていないといった法律違反が問題になっている。

(太田理事長) そもそも社団法人・財団法人では新法施行とともに登記事項ではなくなり、資産総額の登記が特定非営利活動法人に求められる必要性があるのかどうかという疑問を持つ。

(岸本理事) 寄附文化の醸成は非常に重要なことで、中期計画の中に必ず盛り込んで欲しい。本日ご出席の方でネットワークをつくって、その気運を巻き起こしたい。民間公益活動推進センターとしては、真っ先に行うべき仕事ではないか。

(片山理事) 海外でのプレゼンスについて。山本正さんが亡くなられたこともあります、今後は心細いと思う。海外での国際会議に、すべて公益法人協会から出席することは無理なので、他団体とも連携して対応を図るべき。そのためにもまずは日本から出席すべき重要な会議をリストアップしてはどうか。

(太田理事長) 他団体の方へ、ご出席をお願いすべき国際会議のリスト化は必要。ただ、どの会議が重要かということは出てみないと分からぬ面があるので、いずれ整理をしたいと思う。

以上をもって議案の審議等を終了したので、12時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成24年6月27日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 高宮 洋一 

監 事 中田 ちづ子 

監 事 平川 純子 

